

氏名	あるがとしゆき 有賀敏之
学位(専攻分野)	博士(経済学)
学位記番号	経博第76号
学位授与の日付	平成11年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	経済学研究科経済政策学専攻
学位論文題目	資本制の発展段階と現代世界経済

(主査)

論文調査委員 教授 坂井昭夫 教授 下谷政弘 教授 本山美彦

### 論文内容の要旨

本論文は、国際化した産業資本の寡占体として把握された多国籍企業の生成・発展を主要な軸として、冷戦の終了をクライマックスとする資本主義と世界体制の段階的変遷について解明することを主題としている。

第I部「寡占の国際化と寡占理論」は、企業の寡占形態の理論的再検討を基礎とする多国籍企業現象の解明に当てられている。第1章「資本の集積・集中の現段階」では資本の集積・集中の水準への着眼を基礎に、現代の多国籍企業論を戦前来の歴史的な寡占・独占現象に関する研究の延長上に位置づける。そのうえで、既存の多国籍企業研究が本質的規定を欠いていたとして、第2章「多国籍企業の理論」において、「国際産業資本」を始めとする多面的な規定が与えられる。さらに第3章「寡占形態の一般理論」においてはトラストに関して、20世紀初めまでの金融資本の確立と並行した歴史的な概念としての「トラスト」現象と、今日においても認められる企業合同の形態概念としての「資本集中のトラスト形態」を区別する必要性が主張される。同様にコングロマリットに関しても、産業連関を欠く合併に対する規制の存在しなかった1960年代までの、ブームとしての「歴史的コングロマリット」から、その後の「資本集中のコングロマリット形態」が範疇として分離される。そしてこの後者の形態概念としてのコングロマリットに関しては、戦前のドイツと日本にも先例が存在したとする。また多国籍企業を「国際コングロマリット」と規定する見解に対し、補論i)「合衆国におけるコングロマリット分類の解明」において、従来の整理がアメリカにおける慣行を踏襲したものに過ぎないことを示して、反駁がなされる。付随して補論ii)「持ち株会社解禁とコングロマリット型合併」では、このたび解禁された純粋持ち株会社の下、日本においても上記「資本集中のコングロマリット形態」が検出される可能性があることが論じられる。

第II部「資本制の変容と世界体制の転換」においては、現代資本制の段階的移行との関わりで、冷戦現象とその終焉について解明が図られる。第4章「産業と競争の段階の理論」では、第1章以来のパラダイム転換の議論を踏まえて、金融資本と国家独占資本主義論を基礎とする従来の分析を俎上にのせ、自由競争→「独占」という段階区分に対して、自由競争→「一国寡占」(=「独占」)→「世界寡占」とする代替的なシェーマが示される。20世紀におけるソ連型社会主義の隆盛と衰微についても、在来型重化学工業の産業段階と密接に結びついた、この「一国寡占」のヴァリエーションとして説明されるべき事柄であるとする。ただし競争の段階としての「世界寡占」については、在来型重化学工業に関しては「一国寡占」水準からの単純な資本の集積・集中水準の上昇として説明しうるのに対して、ハイテク産業に関しては固有の説明が必要であるとして、二つの補論が添えられている。補論i)「デ・ファクト・スタンダードの解明」は、今日取り沙汰されている「事実上の標準」概念がその前提として「世界標準」概念を含意していることを指摘し、「事実上の標準」現象自体は各国において以前から存在したとする。そしてグローバリゼーションの結果として、かつては各国毎の「一国標準」の下で意識されていなかった「事実上の標準」自体の世界化が生じたと論ずる。ハイテク産業は重化学工業と異なり、この「事実上の標準」を確立することにより、直ちに「世界寡占」に達する。補論ii)「『収獲逋増』論をめぐって」は、本章で補助的に用いられて

いる平均費用曲線に基づく説明に関して、近年台頭した「収穫逡増」論との関わりを点検したものである。ところで、上記のソ連型社会主義の退潮は冷戦の終了という大規模な世界体制の変動をもたらした。勢力圏分割体制として見た場合に、東西冷戦がいわゆる「古典的帝国主義」の最終的なヴァリエントに他ならなかったことが、第5章「ポスト冷戦と世界経済の融合化」において、レーニン『帝国主義論』の5標識の一般化に依拠して論じられる。補論「覇権周期論の展開」は、西欧の歴史学に発した戦争周期をめぐる議論が、合衆国において覇権周期論として受容され、さらにはコンドラチェフ説と表裏一体化してゆく過程を軸に、国際政治経済学理論の潮流を俯瞰したサーヴェイである。

第Ⅲ部「現代世界経済分析の方法について」において、以上の議論を踏まえ、世界経済研究における段階論の再検討が行われる。第6章「世界経済における『段階』の再措定」が、本論文全体の体系化のための概括に当たり、第Ⅰ部で論じられた資本の集積・集中の到達点としての多国籍企業に対して、第Ⅱ部で扱われた米ソ冷戦の下での体制的な勢力圏分割が1960年代以降桎梏となり、両者の矛盾の結果として冷戦が終わらざるをえなかったことが、レーニン帝国主義論ならびに杉本昭七による現代帝国主義研究を承けて論証される。関連して補論「宇野段階論の改訂作業に寄せて」において、同時期に行われた宇野学派の段階論改訂の試みについても批判的検討がなされている。

### 論文審査の結果の要旨

東西冷戦とその評価をめぐるのは、冷戦の終了後、社会主義経済学の研究者による東側社会主義陣営の崩壊を踏まえた研究が幾つか公表されたが、西側をも視野に収めたものではなかった。また世界経済論の領域においても、1990年代初めに共同研究的な編著が相次いで公刊されているが、従来のアプローチが行き詰まりをみせている昨今にあって、単独の著者による包括的な研究自体が近年きわめて稀である。経済学の諸領域のみならず、政治学・歴史学・ビジネス論・技術論に及ぶ著者の通暁は、本論文のスケールの壮大さと相まって、特筆されるべき事柄と言え。広汎で込み入った分析対象に対して、随所に挿入されたシェーマを主体とする整理は高度の論理性を示して明晰であり、多国籍企業論・世界経済論に留まらず広い領域の研究者に資するところの多い貴重な労作と評しうる。とりわけ以下の諸点に学術上の貢献が認められる。

第1に、トラスト・コングロマリットを中心として、資本の集中形態についての理論的解明を総合的に行っていることである。資本集中の諸概念について、典型的な事象として観察された歴史的概念と、一般的に適用しうる形態的概念を弁別する手法により、典型とされる時期以前に存在した事例や、今日の多国籍企業に関する事例をも統一的な視点から分析することが可能となった。この点は従来まったく自明視・等閑視されており、独占禁止政策への提言も含めて、学界に貢献するところ大であると評価される。この結果、戦前・戦後の各国における「独占」と戦後の多国籍企業現象とを、別個の研究者が別個の研究対象として研究してきたことに伴う分断状況が克服された。

第2に、長らく自由競争と独占の二項対立として説明されてきた「独占資本主義」論を、競争の全面化とその停止状況という形で明快に整理し、さらに進んでこれまで「独占」段階とされてきた時期を、「一国寡占」と「世界寡占」とに二分して提示した点が注目される。金融資本・国家独占資本主義に基づくアプローチの有効性が歴史的に限定的なものであるとする議論はこれまでも存在したか、寡占体の多国籍企業化までを視野に収めた包括的な分析枠組みはきわめて独創的なものである。これによってグローバリゼーションを資本の集積・集中の観点から捕捉することに成功しており、これまた学界に対する多大な貢献と言え。以上の問題提起は著者により数年来なされてきたものであるが、ダイムラー＝クライスラーの成立に象徴される、1998年以来顕著となった国境を超えた大規模の企業合併の趨勢をみると、著者による展望的確さは明らかである。

第3に、生産様式に裏づけられた勢力圏分割体制として把握され、本論文全体の論理上の核心ともなっている、東西冷戦体制とその終了過程の解明が独創的である。宇野学派の三段階論にみるように、いわゆる「古典的帝国主義」の問題と戦後の東側社会主義陣営の存在を理論的にいかに把握するかは、学界における大きな争点であって、冷戦体制がその終幕に向けて動揺した80年代以前には、学派毎に一定の理解が存在していた。旧ソ連圏の瓦解と消滅は、パラダイム・ロストの状況を露呈させることになる。本論文はいわゆる「ソ連型社会主義」の生産力面を前述の「一国寡占」という競争の段階における重化学工業の産業段階の下で限定的に有効であった発展モデルとして相対化し、ポスト重化学工業の新たな産業段階への移行が、「世界寡占」という新たな競争の段階をもたらして、社会主義陣営そのものをも崩壊に追いやったとする総括を提示

する。議論は国民国家・国民経済のシステムを相対化する視点の導入と相まって、今後のあるべき国際体系の考察にまで及ぶ、広がりのあるものとなっており、わけでも自前の国民国家を形成していない言語・文化集団としての「サブ・ネーション」のレベルに着眼して行われた、地域紛争に関する分析は注目される。

ただし、もとより本論文には幾つかの問題点ないし、今後より深められるべき事柄も含まれている。広汎な領域をカバーしていることと裏腹の関係にあることであるが、歴史分析に該当する章に関しては二次文献に依拠しており、歴史研究としてみた場合に一次資料の渉猟が不足していることは否めない。また第1部の力点のかかなりの部分が、寡占形態一般の理論的な分析に置かれており、多国籍企業を扱った第2章が、諸々の断片的な規定を与えるに留まって、多国籍企業に関して論理的な統一が十分に行われていない。さらに体制的分断の克服としての冷戦の終了という観点に関しては、東側における技術開発の遅れの実態、西側多国籍企業の東側における直接投資を伴った活動等に関する実証を欠いては、万全な論証とは言えないであろう

しかしながらこのことによって、著者の問題提起と考察とによってもたらされた学術上の貴重な貢献が損なわれているわけでは決してない。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成11年2月16日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。